

## 受益者（利用者）負担の原則

町が提供するサービスは、税金で賄われておりますが、公の施設の利用、住民票などの証明書の発行など、そのサービスによって特別の利益を受ける方には一定の負担をいただくことを受益者負担といいます。

これは、利用される方から費用の一部を負担していただくことによって、費用負担の公平性を図ろうとするものです。

使用料・手数料等の見直しは、この考え方に基づき、見直しを進めます。

## 料金の算定方法の明確化

これまでの使用料・手数料等は、平成18年の合併以降、見直しは行っていますが、その算定根拠が類似施設を参考に設定しているものなど根拠が曖昧なものが多くあります。今回は、サービスの提供に必要な経費から

使用料・手数料等を算定する「原価算定方式」を採用し、明確な料金算定基準により見直しを検討します。



## 受益者（利用者）負担割合の明確化

町の施設は、道路や公園などのように、不特定多数の町民の皆様の日常生活に必要な施設から、社会教育施設や体育施設などのように、特定の方が利用し、その利益を受ける施設などさまざまな施設があります。このため、

一律に受益者（利用者）負担の原則だけで料金を設定することはできないことから、性質別に施設を分類し「受益者負担」の割合を設定します。



## 減額・免除基準の整理と統一

町の社会教育施設や体育施設では、高齢者の方や障がい者の方などへの配慮や社会教育団体・社会福祉団体などの活動を支援・推進する観点から、さまざまな基準により、使用料の減額や免除を幅広く認めています。

今回の見直しでは、受益者（利用者）負担の原則や料金の算定方法の明確化、利用者間の公平性の観点から減額・免除制度の基準を見直す検討を行います。

## 定期的な見直しと行政の努力

受益者（利用者）負担の公平性を確保しながら、施設の運営改善や行政サービスの改善を目指すため、使用料・手数料等の見直しは、原則として4年ごとに実施します。

また、人件費や維持管理費が使用料算定の

基本となることから、町では、業務の見直しや改善を積極的に行い、行政サービスの提供に必要な経費の削減に努めます。

次回は料金算定の基本となる「原価算定方式」の具体的な内容をお知らせいたします。



町では、平成29年9月に「使用料・手数料等の見直しに関する基本方針」を策定し、使用料・手数料などの見直しを検討しています。

今回は見直しの基本的な考え方について、皆様にお知らせいたします。

## 使用料等の見直しの考え方

町には、町民の福祉向上や健康増進、産業振興、さらにはライフラインの維持の観点から、温泉施設や体育施設、農業関連施設、上下水道施設など多くの施設が整備されており、町民の貴重な財産として、多くの方々に利用されています。

また、戸籍や税務の事務などは、町が責任を持って行う業務ですが、これに合わせて、住民票や戸籍謄本、所得証明や納税証明などの発行も行政サービスとして実施しています。

施設の管理や証明等の発行には職員の人件費や電気料等の維持管理費など多くの経費が必要となり、この経費の全部又は一部を賄うため使用料や手数料などを皆様からいただいています。

これらの料金は、さまざまな基準によって設定されていますが、設定の根拠が曖昧なものが多くあり、また、幅広い減免等の取り扱いが行われ、使用料の一部減

額や全額免除など、さまざまな料金設定が混在しています。

そのため、本来であれば施設の維持管理費や証明書等の発行経費などは、利用する方の使用料・手数料等で賄うことが原則ですが、賄えない分は町民の皆様の税金によって補われています。

使用料・手数料等の対象となる行政サービスは利用する特定の方が利益を受けるため、そのサービス利用の対価として負担していただいておりますが、「負担の公平性」や「適正な負担」などを適切に考慮し、利益に見合った応分の負担とするために、使用料・手数料等の見直しを検討することとしました。

